

令和3年5月10日

保護者各位

筑紫野市長 藤田陽三

緊急事態宣言後の市内認可保育所等の対応について
(令和3年5月10日現在)

日頃より、本市の保育行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。
新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和3年5月12日より、福岡県が緊急事態宣言の対象区域に加えられます。国からの通知では、保育所等については、感染防止策を徹底しつつ、原則開所と示されているところです。

つきましては、本市の認可保育所・認定こども園（保育部分）の対応については、以下のとおりとしますので、お知らせします。

記

1. 感染防止策の徹底を継続した上で、通常どおり開所します。登園自粛の要請は行いませんので、利用者負担額（保育料）の日割りによる減免はありません。
2. 行事等の開催については、内容の変更、延期、中止となる場合があります。
3. これまでどおり送迎時のマスク着用、検温等、感染防止策の徹底にご協力いただきますようお願いいたします。
4. 園児や職員に感染が確認された場合等は、必要に応じ臨時休園の措置を取る場合がありますので、ご了承ください。
5. 引き続き、お子さまとご家庭の皆様の健康管理には十分にご留意いただき、発熱等の体調に不安がある場合には登園を控えていただくなどのご協力をお願いいたします。

また、ご家庭の皆様も含め、感染が疑われる場合やPCR検査を受けることになった場合は、速やかに保育所等に連絡をお願いいたします。

〈問い合わせ先〉 筑紫野市役所保育児童課保育児童担当
092-923-1111 内線 414・415